

**第一フロンティア生命 / 第一生命のご案内**

**第一フロンティア生命**は第一生命グループの生命保険会社です  
第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることをめざしています。

**第一生命について**  
第一生命は、明治35(1902)年の創業以来、一貫してお客様第一主義の実現をめざしています。これからも、この経営理念を第一生命の恒久的な存在意義と位置づけ、お客様の「一生のパートナー」であることを追求し続けています。

**アフターサービスについて** ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。  
**第一フロンティア生命お客様サービスセンター**

0120-876-126  
ハッピーになろう ダイイチフロンティア

営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00

**サービス内容**

- ①ご契約内容の変更のお手続き
- ②給付金などの請求のお手続き
- ③ご契約内容についての質問・お問い合わせ



現在の積立利率などは電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。  
**第一フロンティア生命ホームページ URL** <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



**「ご契約内容のお知らせ」(年2回)** \*1月末、7月末のご契約内容を翌月下旬以降にご郵送します。

**ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。**

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要な事項、ぜひ知りたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

**この保険商品のご購入に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。**

**契約締結における担当者の役割について**

生命保険契約は、お客様と第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客様からのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに効力が成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関する確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命03-6863-6211(大代表)]までご連絡ください。

**その他ご注意いただきたい事項について**

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身で申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客様の勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

\*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



**第一フロンティア生命保険株式会社**

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10  
晴海トリトンスクエア X棟15階  
電話(03)6863-6211(大代表)

0120-876-126  
ハッピーになろう ダイイチフロンティア

営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00  
◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

'13年4月版

(登)C24F0180(H25.2.20) 営業F0577-05 '13年3月作成 リ

**年金に、大きなマルを。**

**第一フロンティア生命の個人年金保険**

**安定的に増やす。しっかり備える。**

**安心したいこ判**

積立利率変動型個人年金保険

**この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**

**契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット**

この書面は「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客様にとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

**「商品パンフレット」▶ P1**

**「契約概要」▶ P3**

**「注意喚起情報」▶ P9**

[引受保険会社]



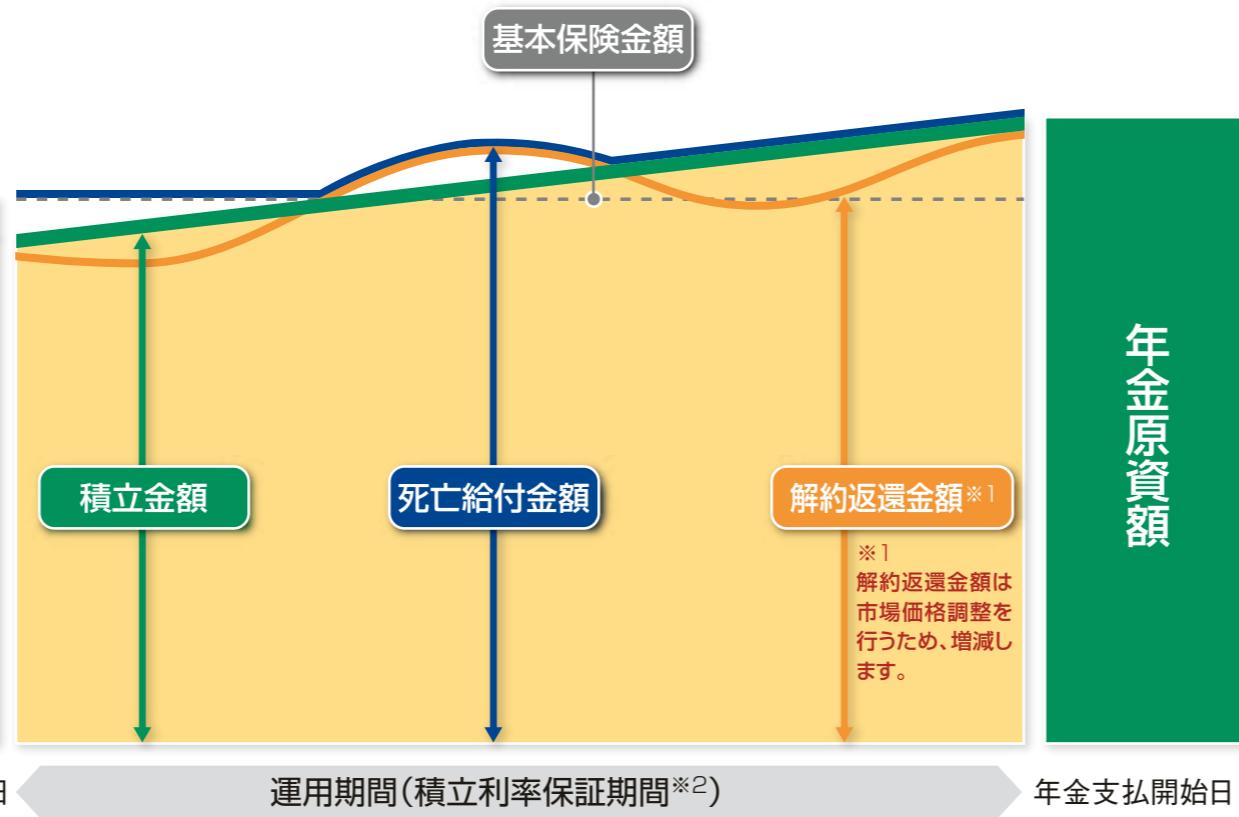
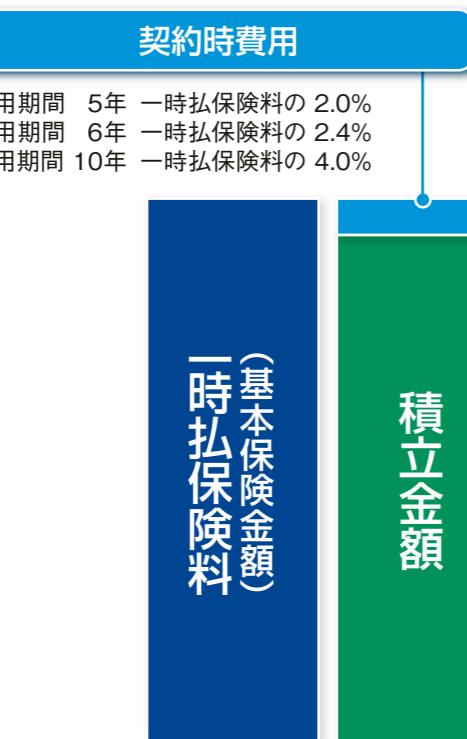
**第一フロンティア生命**  
第一生命グループ

# しくみと特徴

将来必要な資金をしっかりご用意いただけます。



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。



ご契約例	積立利率※	実質利回り※(小数点第3位以下切捨て)	10年後の年金原資額(1万円未満切捨て)
一時払保険料 1,000万円	0.50%の場合	0.09%	1,009万円
運用期間10年	1.00%の場合	0.58%	1,060万円
	1.50%の場合	1.08%	1,114万円

※現在の積立利率・実質利回りは「積立利率のお知らせ」にてご確認ください。



運用期間満了時の年金原資額が受け取れます

※2 期間は5年、6年、10年から選択可能です。(ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない期間があります。)

\*上記しくみ図は積立利率保証期間を更新しない場合のイメージを表したもので、また、将来の死亡給付金額や解約返還金額などを保証するものではありません。なお、積立利率が0.50%以下の場合は、解約返還金額は積立金額を超えることがあります。

## 運用期間満了時には 大切な資産を確実にふやせます

運用期間満了時の年金原資額は、契約時にあらかじめ定められており、一時払保険料相当額を上回ります。

年金原資額はさまざまな受取方法から選択できます。 ▶ P4

死亡給付金額は、一時払保険料相当額が最低保証されます。 ▶ P5

### 参考 年金原資額が1,000万円であった場合の年金額・年金受取総額の概算値

年金開始年齢	確定年金				死亡時保証金額付終身年金		10年保証期間付終身年金	
	5年	10年	15年	20年	男性	女性	男性	女性
70歳	約200万円	約101万円	約68万円	約51万円	約36万円	約32万円	約51万円	約41万円
75歳	[約1,004万円]	[約1,014万円]	[約1,024万円]	[約1,034万円]	約40万円	約36万円	約61万円	約49万円

\*金額は1万円未満切捨てにより表示しています。 \*確定年金の[ ]内数値は年金受取総額です。



示している金額は、2013年4月現在の基礎率など(予定期率、予定期死率など)に基づき算出したものです。実際の年金額は受取開始時点の基礎率などにより新たに計算されますので、経済情勢、平均寿命の変化などにより、基礎率などが変更された場合には、示している年金額を大きく下回る可能性があります。

年金支払開始日の変更ができます。(繰上げ年金開始・年金支払開始日の繰延べ) ▶ P7

積立利率保証期間を更新(延長)し、最長90歳※まで運用することができます。 ▶ P8

※被保険者の年金受取開始年齢



負担していただく主な費用 ▶ P9

この保険にかかる費用は、下記のとおりとなります。

運用期間(積立利率保証期間)				
	5年	6年	10年	1年※1
契約時費用	基本保険金額に対して	2.0%	2.4%	4.0%
更新時費用	更新後の基本保険金額※2に対して	1.2%	1.4%	2.4%
保険契約関係費(年金管理費)	受取年金額に対して	0.35%※3		

※1 運用期間1年は、更新時のみ選択可能です。更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。

※2 更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における積立金額と同額になります。

※3 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額に対しては1.0%となります。



解約・減額する場合のリスク(損失が生じるおそれ) ▶ P6・10

この保険は、契約時費用をお払いいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行なうため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

積立利率について

\*積立利率は、運用期間(積立利率保証期間)ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うために必要な費用を考慮したうえで、毎月2回(1日と16日)設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。

\*積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。

\*ご契約に適用される積立利率は、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)の積立利率となります。よって、お申込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、契約日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

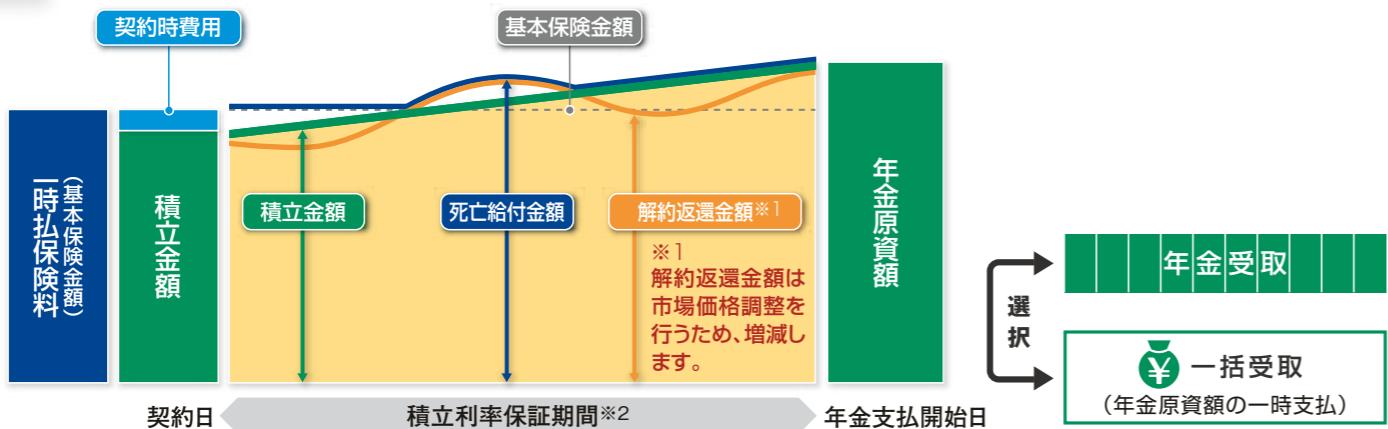
## 1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階
- 電話 03-6863-6211(大代表)
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

## 2 この保険のポイントは以下のとおりです

- この保険は、積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の年金保険です。
- 積立利率は、積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大0.5%を増減させた範囲内で当社が定めた率から、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)を差し引いた利率となります。
- 積立利率は積立利率保証期間ごとに毎月2回(1日と16日)設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。
- この保険は、契約時費用をお払いいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額(年金支払開始日の前日の積立金額)をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- 死亡給付金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)が最低保証されます。
- 積立利率保証期間の満了日に限り、積立利率保証期間を更新することができます。
- なお、この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

## 3 この保険のしくみ図は以下のとおりです

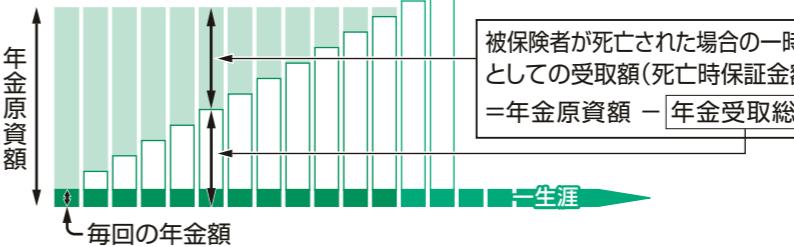


\*2 期間は5年、6年、10年から選択可能。(ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない期間があります。)  
\* 上記しくみ図は積立利率保証期間を更新しない場合のイメージを表したもので、将来の死亡給付金額や解約返還金額などを保証するものではありません。なお、積立利率が0.50%以下の場合は、解約返還金額は積立金額を超えることがあります。

## 4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

### 年金

■ 年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

	年金の種類	年金受取開始年齢*
確定年金	一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年～7年(1年きざみ)、10年～40年(5年きざみ)から選択できます。 	5歳～90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間≤105歳)
死亡時保証金額付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。  被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額(死亡時保証金額)=年金原資額 - 年金受取総額	50歳～90歳
10年保証期間付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。  保証期間10年	50歳～90歳
一括受取(年金原資額の一時支払)	年金原資額の一時支払を選択できます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。	

\*年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

注1 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

注2 年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。(一時払保険料によって、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります。)

注3 確定年金の場合、年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)

注4 死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、死亡時保証期間の残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡した場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡した場合には保険契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。

注5 10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)この場合、保証期間経過後に被保険者が生存している場合は、年金を継続してお支払いします。なお、保証期間経過後に被保険者が死亡した場合には保険契約は消滅します。

注6 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。(年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。)

## 死亡給付金

■被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日における積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

\*責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできないことがあります。詳しくはP12 [5] および「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

## 5 積立利率保証期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額(一時払保険料)	100万円以上5億円以下(1万円単位) *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。						
積立利率保証期間	5年、6年、10年、(1年※) ※積立利率保証期間1年は、更新時のみ選択可能です。 *ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。						
契約年齢	積立利率保証期間 <table border="1"><tr><td>5年</td><td>6年</td><td>10年</td></tr><tr><td>0~85歳</td><td>0~84歳</td><td>0~80歳</td></tr></table> *ご契約時における被保険者の満年齢	5年	6年	10年	0~85歳	0~84歳	0~80歳
5年	6年	10年					
0~85歳	0~84歳	0~80歳					
年金受取開始年齢	確定年金 5歳~90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間≤105歳)						
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金 50歳~90歳						
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定						
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。						
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。						
年金種類の変更	年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。						
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。(確定年金のみ)						
年金支払開始日の変更	繰上げ年金開始、年金支払開始日の繰延べ、積立利率保証期間の更新を取り扱います。						
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。						
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客様サービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。						
基本保険金額の変更	増額 取り扱いません。						
	減額 基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 *年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の減額は取り扱いません。						
契約者貸付	取り扱いません。						

## 6 「死亡給付金等の年金払特約」を付加できます

■この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。

■この特約は、ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からの申出により付加できます。

■特約年金の受取回数は、この特約のお申込時に所定の回数(5回~40回(5回きざみ))から選択いただけます。

注1 特約年金額は、死亡給付金をもとに特約年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。

注2 特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。

注3 特約年金額の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。また、特約年金の受取回数は、支払事由発生前に限り変更することができます。なお、特約年金受取人が複数名の場合の受取回数については受取人全員が同一となります、支払事由発生後において一部の受取人の特約年金額が30万円に満たない場合は、その受取回数を変更することができます。

## 7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

## 8 解約返還金額の計算に際しては、市場価格調整を行います

■積立利率保証期間中にご契約を解約・減額した場合、解約返還金が支払われます。

### 市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことです。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。

■解約・減額に加えて、繰上げ年金開始をした場合の年金原資額の計算に際しても、市場価格調整が適用されます。

### 解約返還金額の計算方法

解約返還金額 =

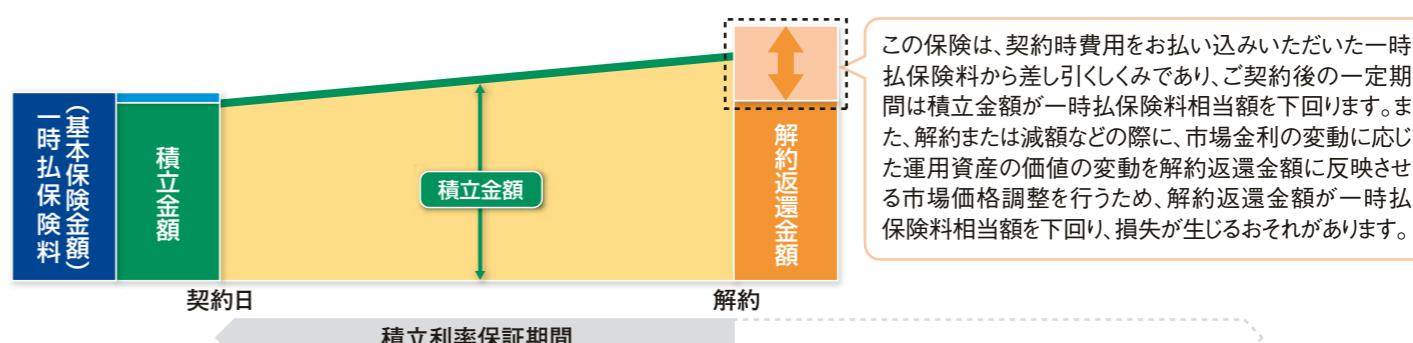
解約返還金計算日(積立金額) × (1 - 市場価格調整率)

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日(積立利率)} + 0.25\%} \right]^{12}$$

\*「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。

\*「解約返還金計算日(積立利率)」とは、解約返還金計算日を積立利率保証期間の更新日とみなした場合に、この保険契約に適用されている積立利率と同一の期間に適用される積立利率とします。

\*「残存月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1か月末満の端数がある場合は、これを切り捨てます。



### 解約返還金額の例

基本保険金額(=一時払保険料)が1,000万円、適用されている積立利率が1.0%の場合

●積立利率保証期間:5年

経過年数	積立金額(万円)	解約返還金額(万円)		
		積立利率の変動幅		
		0.5%上昇	同水準	0.5%低下
1年	989	960	980	999
2年	999	977	992	1,007
3年	1,009	994	1,004	1,014
4年	1,019	1,012	1,017	1,022
5年	1,029	1,029	1,029	1,029

●積立利率保証期間:6年

経過年数	積立金額(万円)	解約返還金額(万円)		
		積立利率の変動幅		
		0.5%上昇	同水準	0.5%低下
1年	985	949	973	998
2年	995	966	985	1,005
3年	1,005	983	998	1,013
4年	1,015	1,000	1,010	1,020
5年	1,025	1,018	1,023	1,028
6年	1,036	1,036	1,036	1,036

●積立利率保証期間:10年

経過年数	積立金額(万円)	解約返還金額(万円)		
		積立利率の変動幅		
		0.5%上昇	同水準	0.5%低下
1年	969	907	948	991
2年	979	923	960	998
3年	989	939	972	1,006
4年	998	955	984	1,013
5年	1,008	972	996	1,021
6年	1,019	989	1,009	1,029
7年	1,029	1,006	1,021	1,036
8年	1,039	1,024	1,034	1,044
9年	1,049	1,042	1,047	1,052
10年	1,060	1,060	1,060	1,060

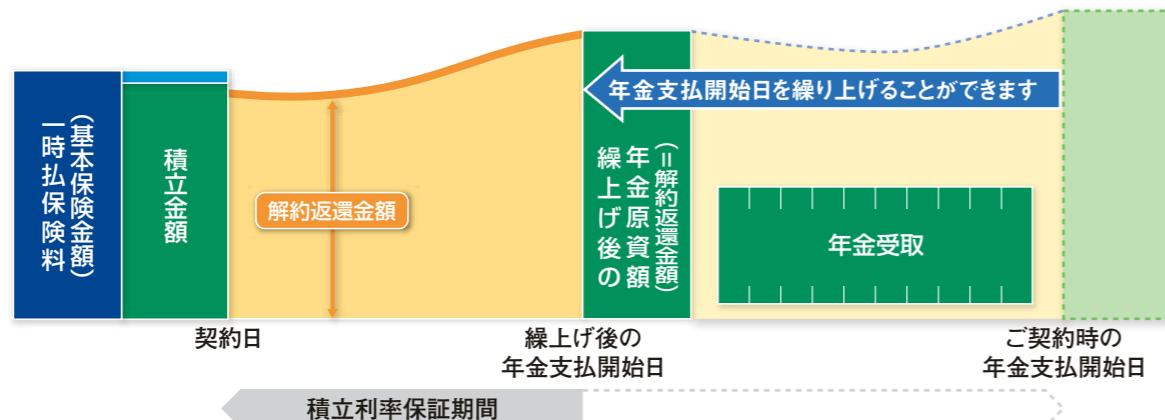
\*「積立利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日(積立利率)」と「適用されている積立利率」との差のことをいいます。例示の積立利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。

\* 積立金額および解約返還金額は、年単位の契約応当日の前日の金額を示しています。

\* 上表に記載の積立金額および解約返還金額の数値は、1万円未満切捨てにより表示しています。

## 9 年金支払開始日を繰り上げることができます

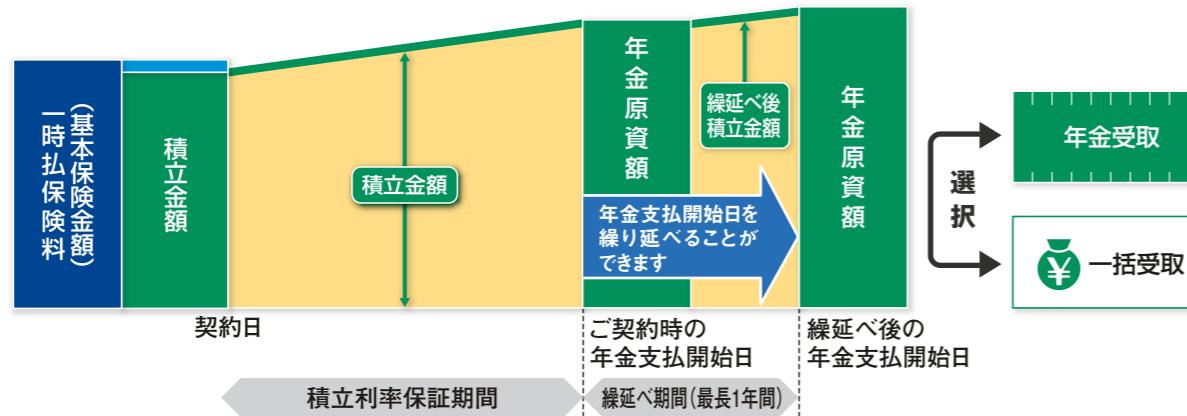
- 契約日から起算して1年以上経過している場合で、年金支払開始日前に限り、いつでも「繰上げ年金開始に関する特則」を適用して、年金支払開始日を繰り上げることができます。
- 繰上げ後の年金支払開始日は、お客さまサービスセンターがこの特則の適用のお申込みを受け付けた日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)の翌日となります。
- 繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。詳しくはP6⑧をご参照ください。



\*繰上げ後の年金支払開始における年金額が30万円に満たない場合は、繰上げ年金開始は取り扱いません。  
\*繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は、繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額です。よって、その年金原資額は繰上げ後の年金支払開始日の前日まで確定しません。

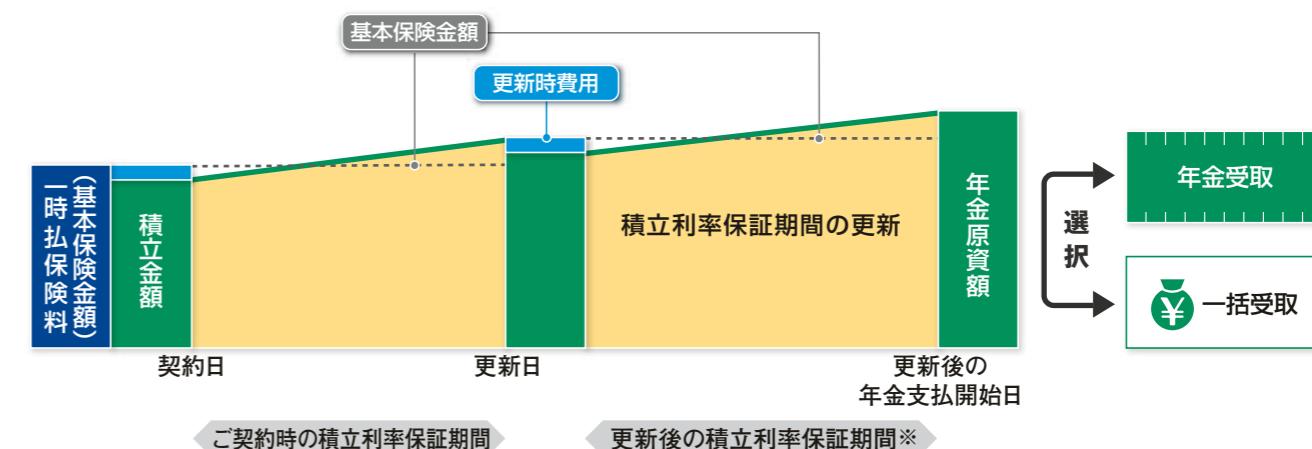
## 10 年金支払開始日を繰り延べることができます

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金原資額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日までの期間(繰延べ期間)中、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます。(繰延べ後積立金額)
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されます。



## 11 積立利率保証期間を更新することができます

- 積立利率保証期間の満了日に限り、第一フロンティア生命の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。この場合、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から更新時費用【P9をご参照ください】を差し引きます。
- 被保険者の年金受取開始年齢が90歳を超えない範囲で更新できます。
- 更新後の積立利率保証期間について、積立利率保証期間更新日(「更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日」となります。)の積立利率が更新日からその期間の満了日まで適用されます。
- 更新後の年金支払開始日は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
- 更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における積立金額と同額となります。更新時費用を差し引きますので、更新から短期間で解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額よりも少ない金額となることがあります。



\*1年、5年、6年、10年から選択可能です。(更新時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない積立利率保証期間があります。)

## 12 お客さまに負担していただく諸費用は、以下のとおりです

- この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。
- 費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。  
この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。



## お客さまに負担していただく諸費用について

■この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。

### ご契約時

項目	費用
<b>契約時費用</b> ご契約の締結に必要な費用です。	基本保険金額に対して (積立利率保証期間 5年) <b>2.0%</b> (積立利率保証期間 6年) <b>2.4%</b> (積立利率保証期間10年) <b>4.0%</b>

### 積立利率保証期間中

■直接負担していただく費用はありません。

\*保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いております。

### 積立利率保証期間の更新時

項目	費用
<b>更新時費用</b> 積立利率保証期間の更新に必要な費用です。	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して (積立利率保証期間 1年) <b>0.2%</b> (積立利率保証期間 5年) <b>1.2%</b> (積立利率保証期間 6年) <b>1.4%</b> (積立利率保証期間10年) <b>2.4%</b>

### 年金受取期間中

項目	費用	時期
<b>保険契約関係費 (年金管理費)<sup>※1</sup></b> 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して <b>0.35%<sup>※2</sup></b>	年金支払開始日以後、年金支払日に控除します。

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2013年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額に対しては**1.0%**となります。



## 解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約、減額または繰上げ年金開始の際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整【P68をご参照ください】を行うため、解約返還金額(繰上げ年金開始をした場合の年金原資額)が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

■お申込者またはご契約者(以下「お申込者など」といいます。)は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払いいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。)であれば、第一フロンティア生命あての書面(消印有効)での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます。)をすることができます。

<送り先>〒104-8691 日本郵便株式会社 晴海郵便局 郵便私書箱第510号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

■お申込みの撤回などがあった場合、お払いいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。

■ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。

■クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

## 2 告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

## 3 ご契約に適用される積立利率は、契約日における積立利率となります

■ご契約に適用される積立利率は、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)の積立利率となります。

■積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

■積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うために必要な費用を考慮したうえで、毎月2回設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。

## 4 保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。

## 5 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

■死亡給付金・年金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)

■重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)

■死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

## 6 年金でのお支払いができない場合があります

■年金額が30万円に満たない場合。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。

■年金の種類が死亡時保証金額付終身年金または10年保証期間付終身年金で、年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の第一フロンティア生命の年金保険(年金の種類が確定年金である場合を除きます。)の年金額を通算して3,000万円を超えることとなる場合。この場合、その超える部分については年金の支払いを行わず、年金原資額のうちその超える部分に対応する金額を、ご契約者にお支払いします。

## 7 解約返還金額の計算に際しては市場価格調整を行いますので、そのときの市場金利により、解約返還金額が増加または減少することがあります

■解約返還金額の計算方法など詳細はP6⑧をご参照ください。

## 8 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 9 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

■ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなどには給付金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかるらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません**。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

## 10 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2013年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

\*2013年1月1日から2037年12月31までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。下記の記載内容は、これを加味しています。

### ご契約時

■生命保険料控除には一般的な生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除があります。お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般的な生命保険料控除の対象となります。**介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。**なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

#### 生命保険料控除の適用条件

ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。

### 積立利率保証期間中

#### 解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税(一時所得※1)+住民税

#### 死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

### 年金受取期間中

#### 一括受取(年金原資額の一時支払)時の課税

契約日から年金支払開始日までの年数	年金原資額の一括受取時
5年以内	20.315%源泉分離課税
5年超	所得税(一時所得※1)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

#### 年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金		所得税(一時所得※1)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(雑所得※2)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

### 死亡時保証金額受取時の課税

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金 受取人	後継年金 受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	—	所得税(一時所得※1)+住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税

\*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

※1 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。  
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{課税対象額} = \left( \frac{\text{収入}}{\text{(受取額)}} - \frac{\text{必要経費}}{\text{(払込保険料)}} - \frac{\text{特別控除}}{\text{(50万円)}} \right) \times \frac{1}{2}$$

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます。)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

## 11 この保険にかかる指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です

■社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。お問合せ先については、第一フロンティア生命お客様サービスセンター(0120-876-126)までご照会ください。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seijo.or.jp/>)

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 12 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

## 13 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金のお支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命  
お客様サービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア  
0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)  
9:00～17:00